



県土総第3625号
令和7年12月4日

一般社団法人山梨県建設業団体連合会
会長 浅野 正一 殿

山梨県県土整備部長



公共工事の発注における入札金額の内訳について（通知）

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもののその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました（入札契約適正化法第12条）。

つきましては、山梨県が発注する建設工事について、別紙のとおり取り扱うこととしましたのでご留意ください。

別紙については、近日中に公共事業ポータルサイトの情報公開サービス（様式配布－入札公告資料）に掲載いたします。

県土整備総務課契約担当
Tel 055-223-1673